

発議案第1号

焼津市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び焼津市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

令和8年2月16日提出

焼津市議会議長 村松幸昌 様

提出者

焼津市議会議員	四之宮慎一	焼津市議会議員	河合一也
同	鈴木まゆみ	同	石田江利子
同	井出哲哉	同	村松幸昌
同	藤岡雅哉	同	川島要
同	村田正春	同	杉田源太郎
同	原崎洋一	同	岡田光正
同	吉田昇一	同	秋山博子
同	奥川清孝	同	池谷和正
同	内田修司	同	鈴木浩己
同	増井好典	同	深田ゆり子

焼津市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

第1条 焼津市議会委員会条例（昭和42年焼津市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号イ中「行政経営部」を「企画部」に改め、同号中コをサとし、ウからケまでをエからコまでとし、エの前に次のように加える。

ウ 財政部の所管に属する事項

第2条 焼津市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「7人とする」を「8人以内において、議会の議決で定める」に改め、同条第3項中「前項の」の次に「規定による定数の変更に伴い、新たに選任される委員の任期は、他の委員の残任期間とし、その他の」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

発議案1号 焼津市議会委員会条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

旧	新
<p>焼津市議会委員会条例 昭和42年3月31日条例第19号</p>	<p>焼津市議会委員会条例 昭和42年3月31日条例第19号</p>
<p>第1条 略 （常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 議員は、一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 総務文教委員会 7人</p> <p>ア 総務部の所管に属する事項</p> <p>イ <u>行政経営部</u>の所管に属する事項</p> <p>ウ 防災部の所管に属する事項</p> <p>エ 生きがい・交流部の所管に属する事項</p> <p>オ 出納室の所管に属する事項</p> <p>カ 市立総合病院の所管に属する事項</p> <p>キ 教育委員会の所管に属する事項</p> <p>ク 選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項</p> <p>ケ 議会事務局の所管に属する事項</p> <p>コ 他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>（2） 略</p> <p>（3） 略</p> <p>第3条 略 （議会運営委員会の設置）</p> <p>第4条 議会に議会運営委員会を置く。</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>7人</u>とする。</p> <p>3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条 略 （常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 議員は、一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 総務文教委員会 7人</p> <p>ア 総務部の所管に属する事項</p> <p>イ <u>企画部</u>の所管に属する事項</p> <p>ウ <u>財政部</u>の所管に属する事項</p> <p>エ 防災部の所管に属する事項</p> <p>オ 生きがい・交流部の所管に属する事項</p> <p>カ 出納室の所管に属する事項</p> <p>キ 市立総合病院の所管に属する事項</p> <p>ク 教育委員会の所管に属する事項</p> <p>ケ 選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項</p> <p>コ 議会事務局の所管に属する事項</p> <p>サ 他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>（2） 略</p> <p>（3） 略</p> <p>第3条 略 （議会運営委員会の設置）</p> <p>第4条 議会に議会運営委員会を置く。</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>8人以内において、議会の議決で定める。</u></p> <p>3 前項の規定による定数の変更に伴い、<u>新たに選任される委員の任期は、他の委員の残任期間とし、その他の委員の任期については、前条の規定を準用する。</u></p> <p>以下 略</p>